

監査意見書

令和5年5月15日

中央労働災害防止協会
会長 十倉 雅和 殿

中央労働災害防止協会
監事 囲本一紀 
監事 沼野伸生 

労働災害防止団体法第22条第4項及び中央労働災害防止協会定款第18条第5項の規定に基づき、中央労働災害防止協会の令和4事業年度の業務及び経理の状況について監査を行いました。

その結果は、下記のとおりです。

記

1 業務の状況

令和4事業年度の業務については、同事業年度の事業計画等に基づき実施されており、令和4事業年度の事業報告書は、その状況を正しく示しているものと認める。

2 経理の状況

令和4事業年度の経理については、企業会計原則その他当協会の特性に応じた一般的かつ標準的な会計基準に従い適切に処理されており、令和4事業年度の一般会計並びに安全衛生教育センター特別会計の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び収支決算書は、当協会の財産、損益及び決算の状況を正しく示しているものと認める。

以上